



令 2 河 川 第 3 0 2 号
令和 2 年 (2020 年) 10 月 19 日

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
事務局長 小畑 太作 様

山口県土木建築部河川課長



「中国電力（株）による上関田ノ浦における海上ボーリング調査に
関する質問と要望」に対する回答について

2020年10月11日付けで質問及び要望のあったこのことについては、下記
のとおりです。

記

1 質問について

〈1 に対する回答〉

一般海域の占用許可は、原子力発電所本体工事とは別の、一般海域の利用に
関する条例に基づく手続です。

昨年の申請では、海上ボーリング調査について、原発の安全審査に万全を期
すために実施するとの事業者の説明に合理性があることが認められ、申請内容
が条例の許可基準に適合していることから許可したものです。

〈2 及び 3 に対する回答〉

新規制基準は、原子炉等規制法に基づき事業者と原子力規制委員会との間で
行われる原子炉設置許可手続に係るものであり、一般海域の占用許可は原子炉
設置許可とは法体系を別にしていることから、そもそも、新規制基準が上関原
発に適用されるかどうかについては、一般海域の利用に関する条例に基づく審
査の対象ではなく、お答えする立場にありません。

〈4 に対する回答〉

一般海域の利用に関する条例施行規則第 2 条第 1 項に「利害関係人がある場
合にあつては、その同意書」を申請書に添えて知事に提出しなければならない
旨が規定されており、ここで同意を求めている利害関係人は、占用区域におい
て、排他・独占的な権利である漁業権を有する者です。

〈5に対する回答〉

昨年の申請については、一般海域の利用に関する条例に基づき適正に審査し、申請内容が条例の許可基準に適合していることから許可したものです。

なお、審査に当たっては、利害関係人の同意書により、占用区域において排他・独占的な権利である漁業権を有する者からの占用行為への同意を確認したところです。

2 要望について

- (1) この度の一般海域占用申請については、現在、審査を行っているところであり、どこまでも一般海域の利用に関する条例に従って、適切に対処します。
- (2) 現在、この度の申請に関する審査を行っているところであり、お求めの説明は、お示しできません。

河川課水政班 TEL:083-933-3770
